

公募型プロポーザル方式に係る手続開始のお知らせ

以下のとおり、提案書の提出を求めます。

令和6年10月25日

世田谷区

1 業務概要

(1) 件名

令和6年度：

児童情報共有システムの導入及び運用保守業務委託

令和7～9年度：

児童情報共有システムの運用保守業務委託（長期継続契約）

(2) 委託内容

子ども家庭支援センター及び児童相談所で支援等の対象となっている児童の所属機関から当該児童の登校・登園状況等の情報提供を受けるツールとして、児童情報共有システム（以下、「システム」という。）の導入および、導入後の保守、運用支援を下記のとおり行う。

① 全体管理

ア 導入にむけた全体スケジュールを作成し、区へ提出すること。

イ 下記②～④の履行内容の進捗管理を行うとともに、区からの問合せや連絡の窓口となって全体の取りまとめを行うこと。

ウ システム稼働前、システム稼働後は必要に応じ随時打合せを開催し、区担当者との情報共有および連絡調整を行うこと。会議の記録は、受託者が二部作成し、双方確認のうえで保管すること。

② 児童情報共有システムの導入

導入するシステムの要件は以下のとおり。

ア システムインフラ

- ・WEBシステムでクラウド商品であること。
- ・WEBブラウザはMicrosoft Edge、Google Chrome、Safariのいずれかが利用できること。

イ システム仕様

（機能要件）

- ・（様式4）「児童情報共有システム機能要件一覧」に記載の要件を備えていること。又は、同等の目的が達成可能な類似の機能を備えていること（備えていない機能がある場合は、それを明示すること）。

（システムのバージョンアップ）

- ・機能追加や設計改善などのバージョンアップを行い、運用及び保守契約の範囲内において、バージョンアップ対応を行うこと。本バージョンアップは、インターネットにおける新技術やトレンドに追従し、アップデートを繰り返すことにより、社会状況等に応じたシステムであること。

(システムの管理・運用)

- ・24時間365日サービス提供が可能であること。(システムメンテナンス等による停止は除く。ただし、計画的なサービス停止は原則日曜・祝日、または平日・土曜日の20時から6時とし、10日前までに子ども・若者部児童相談支援課に事前に連絡をすること。)

ウ システム構成・セキュリティ要件

- ・ブラウザとサーバ間のアクセスに関しては、SSL/TLS で通信が暗号化されていること。
- ・アクセスログが取得できること。パスワード相違によりログインに失敗したログについても取得できること。
- ・冗長化されたサーバ構成でシステムが運用されていること。
- ・データセンターは国内に設置された専用施設で、JDCC が制定しているファシリティ基準において、ティアレベル3相当以上を満たしていること。
- ・データセンターの耐震数値は震度7程度で耐震もしくは免震構造の建物とし、その他火災・停電・漏電等の災害対策を行っている建物であること。
- ・データセンターの設備については、電源、空調及びネットワーク網はすべて二重化対応がされていること。また、非常用電源設備を備えていること。
- ・データセンターは外部からの侵入、破壊行為等の人為的災害を未然に防止する対策が施されていること。
- ・サーバに蓄積するデータは、最新の10世代分まで保持およびバックアップができること。
- ・データセンターの入退室管理については、24時間の監視、ICカード等による不正入室の排除、監視カメラ、ネットワークの監視等を行っていること。
- ・ファイアウォールの設置、OS 及びウイルス対策ソフトを最新の状態に保つ等、外部からの攻撃に関するセキュリティ対策が施されていること。
- ・個人情報保護のため、所属施設・氏名・学年のみの情報でサービスの運用が可能なこと。
- ・管理者アカウント(区)については、区役所内からのアクセスに限定できる。
なお、限定はグローバルIPアドレス単位で接続できる端末を限定するなどの妥当な手法で行うことができる。

③ システム導入支援

ア システムの操作方法に関するマニュアルおよび説明動画の作成

- ・管理用（管理者権限をもつアカウントでの操作説明等）
- ・各施設用（各施設での操作説明等）

イ 操作研修

- ・児童相談支援課、各施設の職員へ向けた操作研修を実施する。

回数：1回

日時：令和7年2月上旬（予定）

※場所の確保及び参加召集は、児童相談支援課で行う。

※上記研修で作成する研修マニュアルを作成し、必要となる対象者分の部数の印刷を行うこと。なお必要部数は別途指示する。

ウ 問い合わせ窓口

- ・問い合わせ担当者を設定し、区から問い合わせがあった内容について、おおむね翌営業日までに問い合わせ担当者がメール又は電話により区担当者へ回答すること。
- ・各施設からの問い合わせ窓口を設け、平日（年末年始除く）の9時から18時の間で稼働すること。ただし、緊急を要する場合の対応については、本区と協議の上対応すること。

④ システムの提供および保守

②で導入したシステムの提供および保守を行うこと。これに関する費用は、サービスの利用料に含むこと。システムの障害発生時においては障害報告受審後、原則1時間以内に初動対応を行い、速やかに原因を分析して故障個所の修繕又は機器交換を行い、正常な状態に復旧すること。

（3）履行期間

①構築・運用保守：令和7年1月上旬から令和7年3月31日

※システム稼働予定日 令和7年2月中旬

②運用保守：令和7年4月1日～令和10年3月31日までの3年間

※事業内容が良好と認められる場合は、予算の配当を条件とし、令和7～9年度についても新たな契約を結ぶことを認める。

※区は、契約期間中であっても、この契約を締結した翌年度以降において、この契約にかかる歳出予算の減額または削減があった場合、この契約を変更または解除することができる。

（4）提案限度額

令和6年度：4, 712, 000円（消費税及び地方消費税含む）

令和7年度～令和9年度：5, 249, 640円（消費税及び地方消費税含む）

<内訳>（いずれも消費税及び地方消費税含む）

令和7年度：1, 749, 880円

令和8年度：1, 749, 880円

令和9年度：1, 749, 880円

なお、提案書の提出にあたっては、令和6年度～令和9年度の見積書をそれぞれ添付すること。

※金額の算出にあたっては、契約履行期間の総額を記載するとともに、ライセン

ス手配や運用保守等の経費を分けて記載すること。

2 参加資格要件

提案書提出時において、次の要件を全て満たす法人であること。

- (1) 世田谷区の競争入札参加資格名簿に登録されていること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項（同令第 167 条の 11 第 1 項において準用する場合も含む。）に該当する者でないこと及び同条第 2 項による措置を現に受けていないこと。
- (3) 世田谷区から入札参加禁止又は指名停止の措置を受けている期間中ではないこと。
- (4) 都道府県民税・市町村民税に滞納がないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員が経営していない者又は事実上経営に参加していないこと。
- (6) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会が認証する「プライバシーマーク」または国際規格 ISO/IEC 27001 の評価基準である「情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）適合性評価制度」の認証を契約締結日時点で取得し、継続的に更新していること。
- (7) 「児童情報共有システムの導入及び運用保守業務委託事業者選定委員会」の委員が主宰、役員、顧問及び所属をしている団体でないこと。

3 手続等

(1) 担当部課

世田谷区子ども・若者部児童相談支援課児童相談支援担当

〒156-0043 世田谷区松原 6－3－5

担当 平野、櫻井、山口

電話 03-6304-7745 FAX 03-6304-7786

メールアドレス：SEA03648@mb.city.setagaya.tokyo.jp

(2) 説明書等の交付期間、場所および方法

- ① 期 間 令和 6 年 1 0 月 2 5 日（金）～1 1 月 8 日（金）
- ② 場 所 「3（1）担当部課」または区のホームページ
- ③ 受付時間 午前 8 時 3 0 分から午後 5 時まで（土日、祝日を除く）

(3) 質問の受付

- ① 提出方法 様式 3 「質問票」に記載し、電子メールにより提出すること。
- ② 提出先 「3（1）担当部課」まで電子メール送信
- ③ 提出期限 令和 6 年 1 1 月 8 日（金）正午まで
- ④ 回 答 提案書作成にあたっての質問及び回答については、公平を期するため、内容を取りまとめたうえ、令和 6 年 1 1 月 1 5 日（金）正午に、区のホームページにて回答を公表する。

(4) 参加表明書等の提出期限、提出先および方法

プロポーザルへの参加を希望する事業者は、参加資格を確認の上、様式1「参加表明書」に必要事項を記入して代表者印を押印し、その他提出書類一式と併せて提出すること。

【提出書類】

- ① 様式1「参加表明書」(別紙を含む。)
- ② プライバシーマークの付与認定(又はISMS)に関する証憑(認定証写し等)
- ③ 法人の概要が分かる資料(会社パンフレットなど)

提出期限 令和6年11月8日(金)午後5時まで(必着)

提出場所 「3(1)担当部課」に同じ

提出方法 電子メール((1)に記載のメールアドレスあて)

※件名冒頭に「【児童情報共有システムの導入及び運用保守業務委託】」と明記の上、送信後「3(1)担当部課」に記載の電話番号に必ず連絡すること。(郵送不可)

(5) 招請通知(参加資格決定通知)

令和6年11月15日(金)に、様式1「参加表明書」に記載の電子メールアドレスあてにメールで通知する。

(6) 提案書等の提出方法

提出書類 ① 提案書(正本1部及び副本6部)

※副本には、会社名がわからないように事業者名や所在地、事業者名を用いた商品名等を削除するか黒塗りして隠すこと。

② 見積書(原本1部)

令和6年度～令和9年度の見積書をそれぞれ添付し、各経費の内訳が分かるように詳細な見積書を作成すること。また、金額の算出にあたっては、契約履行期間の総額を記載するとともに、システム導入、導入支援等の経費を分けて記載すること。

提出期限 令和6年12月13日(金)午後5時(必着)(厳守)

※期間中の受付は、午前9時から午後5時まで(土日、祝日を除く。)

提出場所 「3(1)担当部課」に同じ

提出方法 直接持参に限る。なお、後日メールにて提案書及び見積書のデータを区に提出すること。

提案内容 「児童情報共有システムの導入及び運用保守業務委託事業者選定説明書」のとおり

4 審査及び審査結果の通知

(1) 審査

「児童情報共有システムの導入及び運用保守業務委託事業者審査委員会設置要

綱」により設置された選定委員会にて審査する。

① 選定委員の構成

委員長：子ども・若者部長 松本 幸夫

委員：子ども・若者部 児童相談支援課長 石山 智子

委員：児童相談所 児童相談課長 工藤 木綿子

② 審査方法

「児童情報共有システムの導入及び運用保守業務委託提案書評価基準表」に基づき、提案書、見積額、プレゼンテーション内容を総合して評価し、その結果、最も優れた事業者を契約候補者として選定する。

(2) 審査基準

① 提案書およびプレゼンテーション

ア 業務実施計画について

イ 実施体制について

ウ システムの構築内容について

エ システムの機能について

オ 導入後の運用等について

カ システムの安定性および保守に関する事項

キ 個人情報保護・情報セキュリティ対策について

ク その他追加提案について

ケ 提案サービスの実績について

② 見積書（様式自由）

見積金額の妥当性

(3) 審査結果の通知

選定結果は、令和6年12月下旬に文書で通知する（予定）。

5 事業者選定及び主な事業スケジュール

公募開始、質問受付開始 令和6年10月25日（金）

参加表明書提出期限・質問受付締切 令和6年11月 8日（金）

招請通知・質問回答期限 令和6年11月15日（金）

提案書の提出期限 令和6年12月13日（金）

選定委員会

（プレゼンテーション） 令和6年12月中旬～下旬

選定結果通知 令和6年12月下旬

契約締結 令和7年 1月上旬【予定】

6 その他

- (1) 提案書が特定された事業者を、本件業務委託契約の随意契約の相手方となるべき候補者とする。

- (2) 特定結果の通知以降、速やかに区と事業者で打合せを行い、契約締結に向けた調整（詳細な仕様、金額等）を行う。
- (3) 詳細な仕様、契約金額、候補者のシステムが提案どおり稼働できることの判断等について、候補者と区の間での調整完了後、受託事業者として、契約を締結する。
- (4) 契約保証金 免除
- (5) 契約書作成の要否 要
- (6) 当該業務に直接関連する他の業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方と随意契約により締結する予定の有無 無
- (7) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (8) 区は、この案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称並びに提案書を特定した理由（審査経過等）を公表することができる。
- (9) 提案に係る一切の費用については、全て提案者の負担とする。
- (10) 提出期限以後の参加表明書及び提案書の差替え又は再提出は認めない。
- (11) 提案者から提出された書類は返却しない。また、審査に必要な範囲で複製することがある。
- (12) 参加表明書や提案書等提出書類に虚偽の記載をした場合は、失格とする。
- (13) 本プロポーザルは事業者の選定のみを目的としており、提案書の内容に区は拘束されない。
- (14) 関連情報を入手するための照会窓口 「3（1）担当部課」に同じ
- (15) 詳細は説明書による。
- (16) 区は、提案書を選定の目的以外で無断使用しないものとする。
- (17) 本件に関して区から受領した資料等は、区の許可なく公表、転載及び引用することとはできない。
- (18) 提案書の提出後に「2 参加資格要件」の要件に該当しないこととなった者は、提案書審査及び契約交渉の対象としない。
- (19) 電算処理の業務については別紙1「電算処理の業務委託契約の特記事項」を遵守すること。